

兵庫県認証食品ロゴマーク取扱規程

(趣旨)

第1条 兵庫県認証食品ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

(ロゴマークの規格)

第2条 ロゴマークの規格は、ひょうご食品認証制度事務処理要領第8条第1項及び第3項で規定する様式第26～第28号(以下「仕様書」という。)によるものとする。

(使用承認の申請等)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)を、兵庫県知事(以下「知事」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 認証取得者が兵庫県認証食品(以下「認証食品」という。)及び自身が受証した認証食品を宣伝する目的で作成した資材(自身のホームページを含む)に表示する場合
- (2) 兵庫県認証食品登録販売店が認証食品を宣伝する目的で作成した資材等に表示する場合
- (3) 兵庫県認証食品登録飲食店が認証食品を宣伝する目的で作成した資材等に表示する場合
- (4) ひょうごの美味し風土拡大協議会会員及び国・市町が認証食品の生産、流通、消費の拡大を目的に使用する場合
- (5) 新聞、テレビ等の報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (6) その他、知事が適当と認めた場合

(使用承認)

第4条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その使用を承認するものとする。

- (1) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがある場合
- (2) 認証食品のイメージを傷つけ、または正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのある場合
- (4) その他、知事がロゴマークの使用について不相当であると判断した場合

2 前項の承認は、ロゴマーク使用承認書(様式第2号)により承認するものとする。

(使用の条件)

第5条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、知事の指示による条件に従うこと。
- (2) 仕様書に定められた色、形等を正しく使用すること。なお、色は単色も可とする。ただし、多色による印刷において、仕様書と異なる色でロゴマークを表示しようとする場合、「兵庫県認証食品ロゴマークの色の使用について」(様式第3号)により知事に協議し、異議ない旨の回答(様式第4号)を得なければならない。
- (3) 原材料に認証食品を使用した加工食品にロゴマークを使用する場合、ロゴマークに近接して当該認証食品を原材料として使用している旨を記載すること。ただし、その場合、使用承認できる期間は当該認証食品の認証期限までとし、当該認証食品の認証期限に更新があった場合は、更新後の期限までとする。

(承認内容の変更の申請)

- 第6条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめロゴマーク使用内容変更申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、ロゴマーク使用内容変更承認書(様式第2号)により承認するものとする。
 - 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

- 第7条 知事は、次の場合に当該使用承認を取り消すことができる。
- (1) 第4条第1項に該当する場合
 - (2) 第5条の条件を守らない場合
- 2 前項の承認の取り消しは、ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第6号)をもって行う。
 - 3 承認を取り消された者はただちにロゴマークの使用を中止する。

(責任の制限)

- 第8条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。
- 2 ロゴマークの使用承認を受けた者及び第3条におけるロゴマーク使用承認申請免除者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合においても、知事は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取り扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 この規程は、平成28年5月10日から施行する。
- 3 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和3年2月10日から施行する。